

1. はじめに

イギリスの個人自動車保険市場には 2012 年よりイギリス公正取引庁（Office of Fair Trading）および競争委員会（Competition Commission、以下「CC」という。）による市場調査が入っている。2012 年 5 月、公正取引庁は自動車保険市場における競争が効率的に機能しているか分析することを目的に市場調査に着手し、自動車保険の事故処理過程における競争制限的な慣行が自動車保険のコストを押し上げているとして、同年 9 月には CC に更なる詳細な調査を付託した。CC は約 15 か月をかけて保険会社をはじめ業界関係者へのヒアリング等調査を実施し、暫定調査報告書と今後とられる可能性がある改善提案書を 2013 年末に公表している¹。本稿では、当該市場調査の最新の公表結果と改善案の内容について確認する²。

2. CC が指摘するイギリス自動車保険市場の問題点

昨年末に発表された CC の報告書では、事故処理プロセスにおける競争が効果的に機能していない結果、自動車保険契約者にとって年間 1.5 億ポンド（約 260 億円）の保険料増が生じていると指摘されている³。

このコスト増を生じさせている具体的要因としては、対物賠償事故において、加害者側保険会社が、被害者の利用する修理費用・代車費用等の請求額についてコストコントロール力を持たない点に問題があると結論づけられている。

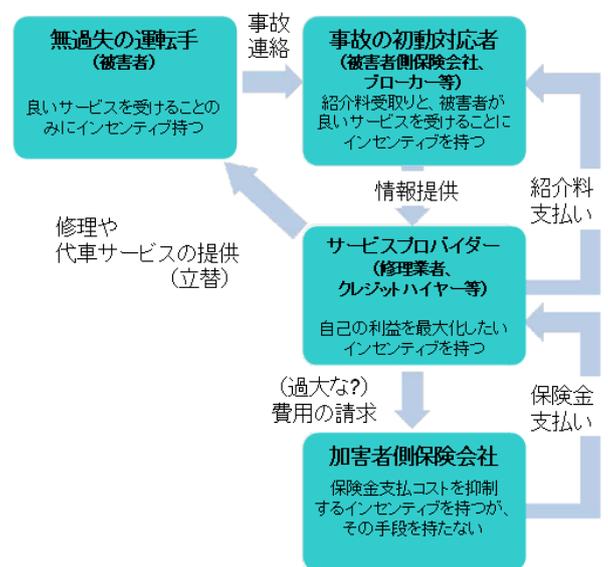
《図表 1》は、イギリスにおける対物賠償の事故処理の典型的な流れを示したものである⁴。報告書では、詳細な調査を実施した結果、被害者側保険会社や修理業者、クレジットハイヤー（代車手配業者）は、加害者側保険会社が請求費用をコントロールする手段を持たないことから、業者斡旋の紹介料の收受や各種費用の上乗せ請求などを行っており、それらが加害者保険会社への保険金請求額を膨らませ、ひいては契約者の保険料負担増につながっていることが証拠をもって確認されたとしている。たとえば、代車費用では、加害者側保険会社が手配に関与した場合の平均コストが 480 ポンドであるのに対し、関与しない場合の平均コストは 1,400 ポンドに膨らんでいるとの分析がなされている⁵。

なお、CC の試算では、加害者側保険会社が請求費用へのコストコントロール力を保持できているケースは約 32%に留まり、多くのケースでこうしたコスト増が発生しているとされている⁶。

3. 今後とられる可能性のある改善策

CC が暫定調査報告書とともに公表した改善提案書では、保険請求額上乗せを抑制するために《図表 2》のような 7 つの改善案が提示されている。（1）事故の有無責に関わらず、被害者側保険会社が代車費用を負担するルールへの変更、（2）加害者側保険会社が被害者に最初にコンタクトできるようにすることなどが、加害者側保険会社に請求費用へのコストコントロール力を持たせるための具体案として挙げられている。また、そもそも費用上乗せ自体を防止できるよう、（3）代車の一日当たりの費用の上限、利用期間のルールを定め

《図表 1》 対物事故の典型的な事故処理の流れ



(出典) Competition Commission, “Statement of issues”より損保ジャパン総研訳出および編集。

る、(4) 事故処理過程で保険会社、関連業者間で支払われる紹介料の收受を禁止する等の施策が検討されている。

これら CC が提示した改善案については、2014 年 2 月までに各保険会社、関連団体から意見書の提出が行われている。提出された意見書の中で、イギリス保険協会 (ABI) は、総論として CC の提示する報告書および改善案は自動車保険市場を前進させるものとして好意的に受け止めているものの、前述の改善案 (1) については、「保険会社の支払責任の所在変更を伴うルールの変更は、法律の変更を必要とするとともに、保険のアンダーライティング体系に有害な影響を及ぼす可能性があること」

改善案 (2) については、「加害者側保険会社がファーストコンタクトをとることで、被害者への初動対応に遅れが生じる懸念があるとともに、加害者側保険会社はそれに対応する体制が必要となり追加コストが生じる」など、改善策として問題を孕んでおり CC には慎重な検討を期待したいとしている⁷。

4. おわりに

CCは、今回の暫定調査報告書および改善提案書に対する保険業界からの意見書を踏まえ、2014年9月27日までに具体的な改善勧告等も含む最終報告書を発表する予定である。1年以上をかけた今回の調査を経て、CCは自動車保険市場において、コスト削減に対する保険会社の非効率的なインセンティブ構造の存在を解明した。今後、CCが実際にどのような規制の導入を決定するか、そしてその効果がどのような形で表れてくるかが注目される。

なお、CCが指摘する問題点については、CCによる改善策を待つだけでなく、市場側で独自の解決策を打ち出す動きも見受けられる。代車手配を請け負うクレジットハイヤーと保険会社の間では、「クレジットハイヤーポータル」の開発プロジェクトが進められており、2014年末に運用を開始することが検討されている。当ポータルでは、両者間でのデータ交換、保険金支払期間の短縮、支払責任に関する異議申立ての防止などが可能になるとされている⁸。

こうした業界側の自主的な改善への動きも含め、CCの最終的な調査結果が公表される9月に向けて、引き続きイギリスの自動車保険市場の動向に注視していきたい。

【研究員 鈴木 久子】

《図表 2》 CC が提示する 7 つの改善案

	改善策案	詳細
(1)	First party insurance for replacement cars	代車費用については、事故の有無に関わらず、被害にあった契約者の保険会社が費用負担を行う
(2)	At-fault insurers to be given the first option to handle non-fault claims	加害者側保険会社が被害者に最初にコンタクトできるようにする
(3)	Measures to control the cost of providing replacement cars to non-fault claimant	一日当たりの代車費用に上限を設ける、利用期間にルールを作るなど
(4)	Prohibition of referral fees	修理業者やクレームマネジメント会社から被害者側保険会社、ブローカーなどへの紹介手数料の禁止
(5)	Measures to control non-fault repair costs	被害者側保険会社の修理費用請求額は修理業者に支払った卸売価格+管理費用のみとするなど
(6)	Measures to control non-fault write-off costs	全損時の残存価格を低く見積もられないよう加害者側保険会社が車回収プロセスへのコントロール手段をもつなど
(7)	Improved mitigation in relation to the provision of replacement cars to non-fault claimants	被害者のみならず被害者側保険会社やクレームマネジメント会社も費用軽減に努め、請求にあたっては請求が適切であるとの根拠資料を揃えるなど

(出典) Competition Commission, “Notice of possible remedies”より
損保ジャパン総研作成。

¹ Competition Commission, *“Notice of Possible Remedies under Rule 11 of the Competition Commission Rules of Procedure”*, Dec.17th, 2013.

² これまでの経緯については損保ジャパン総研レポート Vol.62 を参照のこと。CC が指摘する市場における競争上の問題点は事故処理過程におけるコストコントロール力の欠如以外にも、保険料比較サイト（アグリゲーター）における最恵国待遇（MFN）条項の問題など多様な問題点が指摘されている。

³ Competition Commission, *“Private motor insurance market investigation Provisional findings report”*, Dec.17th,2013. POST, *“Competition Commission cuts £ 30m from credit hire cost estimates”*, Feb.19th,2014.

⁴ Competition Commission, *“Statement of issues”*, Dec.12,2012.

⁵ 当平均値は保険会社 5 社の提出値から算出したもの。なお、被害者側と加害者側の保険会社と同じ保険会社の場合は更に費用が低く、平均 370 ポンド程度とされている。

⁶ 前脚注 3 ,Competition Commission, *“Private motor insurance market investigation Provisional findings report”*, Dec.17th,2013.

⁷ ABI, *“Response of the Association of British Insurers”*, Feb.10th.2014.

⁸ POST, *“Credit hire portal set for 2014 launch as backers put faith in motor inquiry”*, Dec.11th,2013.